



10+4+7 春節案

高雄市「在宅檢疫」生活管理注意事項

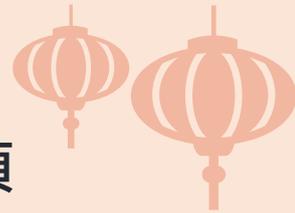


	在宅檢疫者	同居家族
帰宅前準備事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 帰宅までに、防疫用品を揃える（消毒アルコール、漂白剤、体温計、ゴミ袋等） □ 一人一室を申請した者は、警察官に同居家族の予防接種イエローカードを提示する。 □ 警察官より、検査キットが配布されます。入国後 21 日目に検査キットを使って検査を 1 回行う。 □ 防疫ホテルから帰宅の場合、政府からの通知を受け、政府より防疫車両を派遣する。（運賃は個人負担となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 一人一室を申請した者の同居家族は、警察官に予防接種イエローカードを提示し検査に応じる。 □ 警察官より検査キットが 1 人に 2 セット配布されます。要檢疫者の入国後、14 日目及び 21 日目に検査キットを使用し検査を行う。
日常防疫事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 来客の禁止 □ ゴミはしっかり締めて、檢疫終了後に処分する。 □ 症状が現れた際は、衛生局に電話する事。（07-7230250）警察官が病院への手助けを致します。 □ 単独一人の場合は、外出を禁止する。食事はドアの前に置いて頂く事。 □ 一人一室の場合は、部屋から出るのを禁ずる。食事はドアの前に置いて頂く事。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 来客の禁止 □ 要檢疫者と部屋、浴室を共有しない。食事を共にしない。 □ 毎日朝と晩に体温を測る。体温及び健康状態を確実に記録する。政府間 SMS による健康状態を報告する。 □ 公共交通機関を利用しない、ソーシャル距離を保てない場所、人の集まる所への出入りを禁ずる。 □ 実名登録を確実にを行う、毎日の行動を記録する。ソーシャル距離を保ち常時マスクを着用する。 □ 不急の病院への通院を延期する。病院への看病を禁ずる。 □ 症状がある際は、外出禁止とし、本市衛生局に電話する。（07）723-0250，指示に従って病院にて診察を受ける。
検査要望事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 入国後 21 日目に中央政府配布の検査キットを使用し検査を行う。 □ 入国後 13 日目に、市政府からの通知に基づき、病院往復の防疫タクシーを派遣し、病院にて PCR 検査を行う。検査時に全民保健証または、パスポート、自己負担分のタクシー代金及び PCR 検査費用（1000 元前後）を用意する事。 以上検査結果を警察官に報告する事。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 要檢疫者入国後 14 日目に検査キットを使用し検査を行う。 □ 要檢疫者入国後 21 日目に検査キットを使用し検査を行う。 以上検査結果を警察官に報告する事。

※不正申告、外出禁止令に違反、一人一室の規定違反がある場合、調査により事実と確認次第、伝染病管理規定第 58 条及び、重度肺炎防疫及び、振興救済条例第 15 条に基づき、台湾元 10 万元以上、100 万元以下の罰金を科する。



7+7+7 春節案



高雄市「在宅検疫」生活管理注意事項

	在宅検疫者	同居家族
帰宅前準備事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 帰宅までに、防疫用品を揃える（消毒アルコール、漂白剤、体温計、ゴミ袋等） □ 一人一室を申請した者は、警察官に同居家族の予防接種イエローカードを提示する。 □ 警察官より、検査キットが配布されます。入国後 21 日目に検査キットを使って検査を 1 回行う。 □ 防疫ホテルから帰宅の場合、政府からの通知を受け、政府より防疫車両を派遣する。（運賃は個人負担となります。） 	<ul style="list-style-type: none"> □ 一人一室を申請した者の、同居家族は警察官に予防接種イエローカードを提示し検査に応じる。 □ 1 人 2 回の検査キットを自己負担で用意し、検疫者入国後の 10 日目、14 日目に検査を行う。 □ 警察官より検査キットが 1 人に 1 セット配布されます。要検疫者の入国後、21 日目に検査キットを使用し検査を行う。
日常防疫事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 来客の禁止 □ ゴミはしっかり締めて、検疫終了後に処分する。 □ 症状が現れた際は、衛生局に電話する事。（07-7230250）警察官が病院への手助けを致します。 □ 単独一人の場合は、外出を禁止する。食事はドアの前に置いて頂く事。 □ 一人一室の場合は、部屋から出るのを禁ずる。食事はドアの前に置いて頂く事。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 来客の禁止 □ 要検疫者と部屋、浴室を共有しない。食事を共にしない。 □ 毎日朝と晩に体温を測る。体温及び健康状態を確実に記録する。政府間 SMS による健康状態を報告する。 □ 公共交通機関を利用しない、ソーシャル距離を保てない場所、人の集まる所への出入りを禁ずる。 □ 実名登録を確実にを行う、毎日の行動を記録する。ソーシャル距離を保ち常時マスクを着用する。 □ 不急の病院への通院を延期する。病院への看病を禁ずる。 □ 症状がある際は、外出禁止とし、本市衛生局に電話する。（07）723-0250，指示に従って病院にて診察を受ける。
検査要望事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 入国後 10 日目、21 日目に中央配布の検査キットにて検査を行う。 □ 入国後 13 から 14 日目に、市政府からの通知に基づき、病院往復の防疫タクシーを派遣し、病院にて PCR 検査を行う。検査時に全民保健証または、パスポート、自己負担分のタクシー代金及び PCR 検査費用（1000 元前後）を用意する事。 □ 入国後 21 日目に検査キットを使用し検査を行う。 以上検査結果を警察官に報告する事。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 要検疫者入国後 10 日目に自己負担による検査キットでの検査を 1 回行う。 □ 要検疫者入国後 14 日目に自己負担による検査キットでの検査を 1 回行う。 □ 要検疫者入国後 21 日目に検査キットを使用し検査を行う。 以上検査結果を警察官に報告する事。

※不正申告、外出禁止令に違反、一人一室の規定違反がある場合、調査により事実と確認次第、伝染病管理規定第 58 条及び、重度肺炎防疫及び、振興救済条例第 15 条に基づき、台湾元 10 万元以上、100 万元以下の罰金を科する。